

宣誓・同意書

「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」を申請するにあたり、下記の事項について宣誓又は同意します。

- (1) 若者の市内流出の抑制と神戸市内企業の人材確保に資するため、神戸市内企業住宅手当等支援補助金の交付を受ける事業者として、法人にあっては法人名を、個人にあっては屋号を神戸市ホームページやその他広報媒体への掲載について同意すること。
- (2) 虚偽の申請を行った場合や、虚偽の宣誓を行った場合、又は同意した事項に違反した場合に神戸市内企業住宅手当等支援補助金の交付を受けることを辞退し、既に当該補助金の交付を受けていた場合は神戸市の規定に基づき速やかに返還すること。
- (3) 神戸市税(法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう)の納税義務者(非課税・課税免除・減免等となる者を含む)であり、神戸市市税条例に定める市税に滞納および未申告の税額がないこと。
- (4) 神戸市内企業住宅手当等支援補助金の補助対象事業者および補助対象従業員のすべての要件を満たしていること。
- (5) 神戸市内企業住宅手当等支援補助金の申請対象となる従業員に対しては、当該補助金を申請するにあたり必要となる当該従業員の情報を神戸市へ提出することの同意を得ること。
- (6) 神戸市が神戸市内企業住宅手当等支援補助金を補助対象事業者に交付した後、当該補助金を対象従業員に速やかに支給すること。
- (7) 神戸市が神戸市内企業住宅手当等支援補助金を補助対象事業者に交付した後、対象従業員に対して、補助金の交付を行った旨の通知を行う場合があることに同意すること。
- (8) 神戸市が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (9) 全ての神戸市税(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金等)の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市内企業住宅手当等支援補助金の審査及び確認に利用することに同意すること。
- (10) 申請者(代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団等と密接な関係を有する者」(以下、「暴力団等」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。併せて、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。また、神戸市が警察に照会することに同意すること。
- (11) 申請及び交付に関する情報を、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有することに同意すること。
- (12) 本宣誓書に記載している事項の他、神戸市内企業住宅手当等支援補助金交付要綱及び神戸市補助金等の交付に関する規則に従うこと。

神戸市長あて